

発議案第2号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
について

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年矢巾町条例第3号）
の一部を改正する条例を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条
及び矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号）第14条第2項の規定によ
り提出する。

令和8年2月16日

矢巾町議会議長 廣田清実様

提出者	矢巾町議会議員	村松信一
賛成者	〃	水本淳一
〃	〃	高橋敬太
〃	〃	吉田喜博
〃	〃	小川文子
〃	〃	高橋安子
〃	〃	昆秀一

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年矢巾町条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後					
（費用弁償） 第4条 〔略〕 2 前項の規定により支給する <u>旅費の額</u> は、別表のとおりとする。 3 <u>別表に定めのない航空賃の額</u> については、現に支払った旅客運賃による。 4 旅費の支給方法は、 <u>一般職の職員に支給する旅費の例</u> による。 別表（第4条関係）					（費用弁償） 第4条 〔略〕 2 前項の規定により支給する <u>旅費は鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とし、その額は、別表のとおりとする。</u> 〔削除〕 3 旅費の支給方法は、 <u>一般職の職員の旅費に関する条例（令和8年矢巾町条例第●号）</u> の例による。 別表（第4条関係）					
区分	鉄道賃及び船賃	車賃（1キロメートルにつき）	日当	宿泊料（1夜につき）	鉄道賃	船賃	航空賃	その他の交通費	宿泊費	宿泊手当（1夜につき）
県内	普通料金、急行料金及び座席指定料金	40円	2,300円	11,500円	実費	実費	実費	実費	27,000円	2,000円
県外	普通料金、急行料金、特別急行料金、特別車両料金及び座席指定料金	40円	2,800円	13,500円	備考 鉄道賃、船賃及び航空賃については、一般職の職員の旅費に関する条例第10条第2項、第11条第2項及び第12条第2項の規定は適用しない。					
備考										
1 県内の片道60キロメートル未満の旅行の日当の額は、県内の日当の額から1日につき300円を減じた額とする。ただし、県内の宿泊を伴わない旅行の日当は支給しない。 2 鉄道賃及び船賃の区分は、一般職の職員の旅費に関する条例（昭和30年矢巾町条例第12号）の例による。										
（期末手当）					（期末手当）					

第5条 [略]

2 期末手当の額及び支給方法は、一般職の職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年矢巾町条例第1号）第18条第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の172.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とする。

第5条 [略]

2 期末手当の額及び支給方法は、一般職の職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年矢巾町条例第1号）第18条第2項中「100分の126.25」とあるのは、「100分の175」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とする。

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分並びに太線で囲んだ部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の施行の日前に出発した旅行については、なお従前の例による。